
本 別 町 農 業 委 員 会
第 5 回 総 会 議 事 録

自 令和5年10月31日
至 令和5年10月31日

本 別 町 農 業 委 員 会

第5回本別町農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年10月31日（火曜日）							
開催場所	本別町役場 3階会議室							
開会及び 閉会日時	開会	令和5年10月31日 午後 3時00分						
	閉会	令和5年10月31日 午後 3時25分						
出席委員 (15名)	議席	委員名	出	欠	議席	委員名	出	欠
	1番	中野康夫	○		9番	井出和実	○	
	2番	土藏真哉	○		10番	高橋秀和	○	
	3番	牧田安史	○		11番	河野一紀	○	
	4番	高 一郎	○		12番	久常章司	○	
	5番	佐藤光輝	○		13番	齊藤一成	○	
	6番	牛渡広和	○		14番	門前清隆	○	
	7番	前佛由美子	○		15番	川初光章	○	
	8番	福田博明	○					
職務のため出席 した者の職名	事務局長 舛 館 憲 事務局次長 原 英 樹 副主査 太 田 弦							
議 長	会 長 牧 田 安 史							
議事録署名委員	10番 高橋 秀和 委員 11番 河野 一紀 委員							

第5回本別町農業委員会総会

議事日程

開会宣言

日程1 議事録署名委員の指名 10番 高橋秀和委員 11番 河野一紀委員

日程2 諸般の報告

日程3 報告第1号 農地一時転用に係る完了届について

日程4 報告第2号 農地転用に係る完了届について

日程5 報告第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について

日程6 議案第1号 現況証明願について

日程7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく農用地買入協議要請について

閉会宣言

第5回 本別町農業委員会総会

(議事録)

開会宣言	(午後3時00分)
牧田議長	本総会の開催にあたり、委員の皆様におかれましては何かとお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただ今から、第5回本別町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は15名です。よって定数に達しておりますので、本総会は成立しております。
日程1	議事録署名委員の指名
牧田議長	議事録署名委員を指名いたします。議事録署名委員は、会議規則第14条により10番高橋秀和委員、11番河野一紀委員を指名しますので、よろしく願いいたします。
日程2	諸般の報告
牧田議長	「諸般の報告」を行います。事務局より報告内容の説明を求めます。
事務局(太田副主査)	報告いたします。令和2年8月4日付けにて、帯広財務事務所長から「国有地にかかる農地判定等の照会について」、依頼があり、令和2年10月9日の農用地等現地調査において、依頼のあった各農地等を現地調査しております。判定の依頼があったうち、記載の地番について、現地調査の結果、農地ではないと判定し、帯広財務事務所長あてにその旨を回答しているものであります。よって当該2筆について、現在農地台帳上において現況・畑とされておりますが、現況・農地等以外へと処理いたします。本件回答は、本来であれば現地調査後の総会にて報告すべきでありました。今後このようなことがないよう、適正な事務処理につとめる所存でありますので、よろしく申し上げ、お詫びとさせていただきます。以上です。
牧田議長	ただ今、事務局より報告がありました。諸般の報告はこれで報告済みとします。

日程3

報告第1号 農地一時転用に係る完了届について

牧田議長

報告第1号「農地一時転用に係る完了届について」を議題とします。
事務局より報告内容の説明を求めます。

事務局(太田副主査)

報告第1号、農地一時転用に係る完了届について。次のとおり、農地法第5条の規定による農地一時転用事業に係る完了届のあったものについて報告する。令和5年10月31日、本別町農業委員会会長。(報告第1号、番号1番について朗読・説明)

牧田議長

次に、調査委員長から調査結果について報告願います。

高橋委員長

報告第1号1番について報告いたします。令和5年10月10日に私、高橋と、佐藤委員、前佛委員、河野委員の4名で調査をまいりました。令和5年2月20日付本農委第4-3号で許可した本件について、現地は計画通り砂利を採取後、作業性の良い耕作適地に復元されていることを確認しましたので報告いたします。

牧田議長

ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

質問がないようですので、報告第1号1番はこれで報告済みとします。

日程4

報告第2号 農地転用に係る完了届について

牧田議長

報告第2号「農地転用に係る完了届について」を議題とします。事務局より報告内容の説明を求めます。

事務局(太田副主査)

報告第2号、農地転用に係る完了届について。次のとおり、農地法第4条の規定による農地転用事業に係る完了届のあったものについて報告する。令和5年10月31日、本別町農業委員会会長。(報告第2号、番号1番について朗読・説明)

牧田議長

次に、調査委員長から調査結果について報告願います。

高橋委員長

報告第2号1番について報告いたします。調査日、調査委員は、報告第1号1番と同じです。令和5年8月30日付本農委第5-1号で許可した

本件について、計画どおり転用が完了したことを確認しましたので報告いたします。

牧田議長 　ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

（ありませんと呼ぶ者あり）

牧田議長 　質問がないようですので、報告第2号1番はこれで報告済みとします。

日程5 報告第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について

牧田議長 　報告第3号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について」を議題とします。事務局より報告内容の説明を求めます。

事務局(原次長) 　報告第3号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について。農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用調整委員会による調整を行ったので下記のとおり報告する。令和5年10月31日、本別町農業委員会会長。(報告第3号、番号1番について朗読・説明)

牧田議長 　次に、調査委員長から調査結果について報告願います。

中野委員長 　報告第3号1番の利用調整結果について報告いたします。現地調査、調整委員会をともに令和5年9月19日に開催し、当日の調整委員は私、中野と、土蔵委員、福田委員、久常委員、地区の川初委員にアドバイスをお願いして行いました。記載の出し手が売買を希望している農地について調整を行った結果、A団地は記載の金額で受け手と調整を行ったところ、受け手の合意が得られず不成立となりましたので、町長に農業公社への買入要請をします。

牧田議長 　ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

（ありませんと呼ぶ者あり）

牧田議長 　質問がないようですので、報告第3号1番はこれで報告済みとします。

日程6

議案第1号 現況証明願について

牧田議長

議案第1号「現況証明願について」を議題とします。はじめに1番について、提案します。事務局より提案の内容の説明を求めます。

事務局(太田副主査)

議案第1号、現況証明願について、次のとおり、現況証明願があったので、審議の上、証明書を発給するものとする。令和5年10月31日 本別町農業委員会会長。(議案第1号、番号1番について朗読・説明)

牧田議長

次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。

高橋委員長

議案第1号1番について報告いたします。調査日、調査委員は、報告第1号1番と同じです。本申請地は登記簿上は畑になっていますが、現況は相当以前から宅地、原野であると見られることから、現況証明の発行は止むを得ないものと確認しましたので報告いたします。

牧田議長

ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

質問がないようですのでお諮りします。議案第1号1番は提案のとおり証明書を発給することに異議ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

異議なしと認めます。したがって、議案第1号1番は提案のとおり証明書を発給することに決定されました。

続いて2番について、提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。

事務局(太田副主査)

(議案第1号、番号2番について朗読・説明)

牧田議長

次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。

高橋委員長

議案第1号2番について報告いたします。調査日・調査委員は報告第1号1番と同じです。本申請地は登記簿上は畑になっていますが、現況は相当以前から宅地、畑であると見られることから、現況証明の発行は止むを得ないものと確認しましたので報告いたします。

牧田議長

ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案

に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長 質問がないようですのでお諮りします。議案第1号2番は提案のとおり
証明書を発給することに異議ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号2番は提案のとおり証明
書を発給することに決定されました。

続いて3番について、提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。

事務局(太田副主査) (議案第1号、番号3番について朗読・説明)

牧田議長 次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。

高橋委員長 議案第1号3番について報告いたします。調査日・調査委員は報告第1
号1番と同じです。本申請地は登記簿上は畑になっていますが、現況は
相当以前から山林であると見られることから、現況証明の発行は止むを得
ないものと確認しましたので報告いたします。

牧田議長 ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案
に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長 質問がないようですのでお諮りします。議案第1号3番は提案のとおり
証明書を発給することに異議ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号3番は提案のとおり証明
書を発給することに決定されました。

続いて4番について、提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。

事務局(太田副主査) (議案第1号、番号4番について朗読・説明)

牧田議長 次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。

高橋委員長 議案第1号4番について報告いたします。調査日・調査委員は報告第1
号1番と同じです。本申請地は登記簿上は畑になっていますが、現況は

相当以前から雑種地であると見られることから、現況証明の発行は止むを得ないものと確認しましたので報告いたします。

牧田議長 　ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

（ありませんと呼ぶ者あり）

牧田議長 　質問がないようですのでお諮りします。議案第1号4番は提案のとおり証明書を発給することに異議ありませんか。

（ありませんと呼ぶ者あり）

牧田議長 　異議なしと認めます。したがって、議案第1号4番は提案のとおり証明書を発給することに決定されました。

日程7

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

牧田議長 　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番から3番、一括して提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。

事務局(太田副主査)

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので許可の可否について議決を求める。令和5年10月31日 本別町農業委員会会長。農地法第3条第2項各号に要する判断については、別添の農地法第3条調査書のとおり、すべての要件を満たしていると思われますので、説明を省略させていただきます。(議案第2号、番号1番から3番について朗読・説明)

牧田議長 　次に調査委員長から調査結果について報告を願います。

高橋委員長 　議案第2号1番から3番について報告いたします。調査日・調査委員は報告第1号1番と同じです。本申請は農地法第3条による売買の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断しましたので報告いたします。

牧田議長 　ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案

に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長 質問がないようですのでお諮りします。議案第2号1番から3番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長 「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号1番から3番は提案のとおり決定されました。

日程8

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

牧田議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より提案内容の説明を求めます。

事務局(太田副主査)

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、下記のとおり提出があったので許可の可否について議決を求める。令和5年10月31日、本別町農業委員会会長 なお、農地区分の判断については、別添の、農地転用許可申請に係る審査表のとおりですので、説明を省略させていただきます。(議案第3号、番号1番について朗読・説明)

牧田議長 次に調査委員長から調査結果について報告を願います。

高橋委員長 議案第3号1番について報告いたします。調査日・調査委員は、報告第1号1番と同じです。本申請は、農地に建機等置場を造成する転用申請であり、近隣農地や家畜に対する影響はないことから、転用は止むを得ないと判断しましたので報告いたします。なお、当該地は本別町都市計画の用途地域に設定されており、農振用途区域外となっています。以上です。

牧田議長 ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長 質問がないようですのでお諮りします。議案第3号1番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。

牧田議長	<p>(ありませんと呼ぶ者あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号1番は提案のとおり決定されました。</p>
日程9	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく農用地買入協議要請について</p>
牧田議長	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく農用地買入協議要請について」を議題とします。事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
事務局(原次長)	<p>議案第4号、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく農用地買入協議要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき申し出のあった下記農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、本別町に対し要請をすることについて審議されたい。令和5年10月31日、本別町農業委員会会長。</p> <p>(議案第4号、番号1番について朗読・説明)</p>
牧田議長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、この提案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんと呼ぶ者あり)</p>
牧田議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第4号1番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんと呼ぶ者あり)</p>
牧田議長	<p>「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号1番は提案のとおり決定されました。</p> <p>以上で、本日の総会に提案された案件は全て終了しました。</p> <p>これで会議を閉じます。大変おつかれさまでした。</p> <p>(午後3時25分)</p>

以上、会議のてん末を録し議事録とする。

以上のとおり相違ないことを認め署名する。

令和 5 年 10 月 31 日

議 長 牧 田 安 史 ⑩

署名委員 高 橋 秀 和 ⑩

署名委員 河 野 一 紀 ⑩